

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」の 改正案について（緊急声明）

全国知事会においては、先月「地方を支える「人づくり」のための緊急決議」をとりまとめ、改めて東京23区内の大学の定員増の抑制のため、早急に必要な措置を講じることを求めたところである。

国においても、骨太の方針等の閣議決定を受けて、直ちに大学等の設置等に係る認可の基準の改正案が示されたことは、全国知事会の提言に沿うものであり、一定の評価はできる。

しかしながら、現在示されている改正案では、平成31年度の大学・学部の新増設及び収容定員増の認可の申請については、平成29年9月30日までに認可の申請について意思決定を行うなど一定の条件を満たす場合には、例外を認める内容となっており、今回の改正案を受けて駆け込みによる申請がなされることが懸念される。

また、今回の告示では平成31年度までの対応にとどまっており、それ以降は立法措置により対応するとの方針が示されているものの、平成32年度以降の定員増の抑制については担保されていない。

このため、国においては、下記の措置を講じることを求める。

記

1. 駆け込みによる安易な申請が認められないよう、例外の認可申請に対しては厳格な審査を行うこと。
2. 平成32年度以降も東京23区内における大学の定員増の抑制が徹底されるよう、早急かつ確実に立法措置を講じること。

平成29年9月5日

全国知事会 地方創生対策本部 本部長
岐阜県知事 古田 肇